平成２２年（フ）第１４号
茨城県神栖市大野原中央５丁目４番７号
債務者　石井タマ子
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第１７６号
埼玉県入間市扇台２丁目８番32号
債務者　松田　　琢
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１７７号
埼玉県入間市扇台２丁目８番32号
債務者　松田　明子
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１８５号
埼玉県所沢市大字松郷102番地の１　リバーサイドＢ―203
債務者　羽田野允輝
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１３０号
埼玉県比企郡滑川町月の輪５丁目８番地３バンブージェンシアン201号室
債務者　星　　由貴
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第３３号
愛知県一宮市今伊勢町宮後字神戸22番地１
シャトレ愛松一宮Ｖ403号
債務者　鈴木　英雄
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第８７号
愛知県小牧市小牧原３丁目68番地
債務者　髙和　英二
1　決定年月日時　平成22年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第５９号
静岡県富士宮市小泉2488番地の４、前住所静岡県富士市中之郷3422番地の５
債務者　遠藤　晃世（旧姓池上）
1　決定年月日時　平成22年４月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月12日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

破産手続廃止

平成２１年（フ）第４５０号
岐阜市則武中２―22―13、住民票上の住所岐阜県各務原市那加大東町２番地37
破産者　齊藤　友克
1　決定年月日　平成22年４月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第８４９０号
大阪府門真市寿町12番11号
破産者　落　　憲一
1　決定年月日　平成22年３月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第２５８号
富山県砺波市苗加652番地
破産者　野村　謙三
1　決定年月日　平成22年４月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第１６４号
山口県宇部市大字東岐波3963番地５
破産者　復本　愼二
1　決定年月日　平成22年４月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４３６号
愛知県一宮市大和町妙興寺字北浦宮地2809番地１　グローリアス一宮妙興寺603号
破産者　吉田　和弘
1　決定年月日　平成22年３月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第９０６号
福岡県前原市前原駅南１丁目21番１―105号
破産者　江﨑　信悟
1　決定年月日　平成22年３月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

破 産 終 結

平成１６年（フ）第６６２号
香川県三豊市高瀬町上高瀬142番地１
破産者　有限会社マルサンフード
1　決定年月日　平成22年３月30日
2　主文　本件破産を終結する。
3　理由の要領　最後の配当を終り、債権者集会は破産管財人の任務終了による計算を承認し、終結した。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

破産手続終結

平成２１年（フ）第１２１７５号
千葉県市原市潤井戸1979―110
破産者　坪井　伸泰
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２２３３号
埼玉県北足立郡伊奈町大字小室3325―３
破産者　渡部　清三
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２２３５号
埼玉県北足立郡伊奈町大字小室3325―３
破産者　渡部　計三
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部